

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程の
あらまし

- 1 公印の印影を印刷する場合、印刷する文書の都合により必要があるときは、印影を縮小して印刷することができることとします。
- 2 電子印を使用する場合、使用する文書の都合により必要があるときは、印影を縮小して使用することができることとします。
- 3 この規程は、平成27年10月27日から施行します。